

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜体験プログラム事業者向け＞

安心・安全な海の京都を目指して



海の京都



【第1版】

令和2年6月1日

掲載内容は、令和2年6月1日時点のものです。今後、国等による通知等により随時内容を変更します。最新の内容については海の京都ホームページをご覧ください。以下にお問い合わせください。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DM0）

電話 0772-68-5055

ホームページ <https://www.uminokyoto.jp/>

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜体験プログラム事業者向け＞

1. 目的

海の京都では、エリア内で実施している体験コンテンツを利用者に安心して楽しんでもらうため、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、密接・密着・密閉のいわゆる「三密」を避け、新型コロナウイルスから利用者および事業者自身の生命を守るために事業者等が講じるべき具体的な対策事項を示しています。

海の京都の体験プログラムを再開するにあたっては、事業者が本ガイドラインの内容を遵守し、利用者にその内容を提示するとともに、利用者にも感染症予防対策に対する理解を求め、利用者と事業者および海の京都DMOが相互に協力して取り組むこととします。

これらの取り組みにより、①コロナウイルス感染症拡大により激減した観光客の回復、②徹底したコロナウイルス感染症対策による「安心・安全な海の京都」の発信、③マイクログリーン（近場観光）の推進による海の京都エリア住民の観光振興意識の向上、④観光事業者の感染症予防対策意識の向上につなげます。

2. 策定方法

海の京都DMOが、京都府丹後保健所の助言のもと、海の京都エリアの各市町、観光協会等観光関係者等の協力を得て策定しました。

策定に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、各業界団体策定のガイドラインを参考にしました。

3. ガイドライン

※ ◎…共通事項 ○…事業所別事項

ア) 施設環境の整備

- ◎店内等に手指消毒液もしくは手洗い場（あわせて石鹸）を設置する。手洗い場にはペーパータオルなど（エアータオル不可）を設置するよう努める。
- ◎施設内や使用備品等、人がよく触れるところをこまめに消毒する。トイレや脱衣所、シャワー室などの個室は使用者が入れ替わる毎に手指が触れる部分を消毒する。
- ◎マスクを持参していない利用者用のマスクを設置する。
- 体験プログラムに用いる道具などは使用者が変わる毎に消毒する。
- 室内の場合は、出入口や窓を開放して常時換気に努める。常時の換気が難しい場合は、こまめに換気する。
- 宿泊や飲食等を伴う場合は、別に業界団体等が定めるコロナウイルス感染症対策マニュアル等に基づき適切な対策を講じる。
- 一つの体験プログラムを複数の事業所で実施している場合は、相互に本ガイドライン等に基づきコロナウイルス感染症対策を講じていることを確認し合う。
- 飲食を伴う場合は、食器等を複数の人が触ることのないような形式とする。
- 試食や試飲などに使用する食器類は一人が使用後洗浄可能なものにするか使い捨

てできるものとする。試食品を複数人でつまむのは不可（タッパー等にあるもの）

イ) 事業者が行うこと

- ◎マスクの着用、うがいの励行、手洗いを徹底する。ただし運動時のマスクの着用は、人との距離を2メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染対策を講じた上で任意とする。
- ◎業務に携わる従業員全員が始業前に検温を実施し、記録する。検温の結果、体温が37.5度以上の場合は業務に従事させない。これにより業務に従事できる者がいなくなった場合はプログラム提供を休止する。
- ◎体調不良の者に対し医療機関受診を指示するとともに診察結果を報告させる。
- ◎人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル以上（できるだけ2メートル）とする。（同居家族など既に濃厚接触者の場合は1メートル以内も可）

ウ) 利用者に求めること

- ◎マスクの着用を徹底する。ただし運動時のマスクの着用は、人との距離を2メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染対策を講じた上で任意とする。
- ◎利用者がマスクを所持していない場合は備え付けのマスクを提供する。
- ◎手指の消毒もしくは石鹸による手洗いを徹底する。
- ◎人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル以上（できるだけ2メートル）とする。（同居家族など既に濃厚接触者の場合は1メートル以内も可）
- ◎利用当日に「健康アンケート」（※別紙）を記入する。体調不良の訴えがある場合は検温を実施し、体温が37.5度以上の場合は利用を断る。ただし、宿泊施設の場合は、旅館業法に留意して対応する。
- ◎「体験プログラム参加者全員の連絡先」を提出する（上記健康アンケートに包含）。

エ) 体験プログラムの利用について

- ◎予約時に以下の注意事項を徹底する。
 - ・新型コロナウイルスの発生等に伴う急なプログラム中止
 - ・利用時及び利用日2週間前以内の発熱や風邪症状がある場合の利用不可
 - ・利用日2週間前以内に緊急事態措置発出地域及び外国への訪問がある場合の利用不可
- ◎密集を避けるため、同時に利用できるグループ数と、1グループあたりの人数を制限する（「三密」を避けることができる数とする）。
- ◎利用者の連絡先（氏名・住所・電話番号）を記録する。（健康アンケート代用）
- ◎回収した「健康アンケート」は、事業者が1か月間保管し、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な場合のみ使用する。保管期間経過後ただちに破棄する。
- 運動を伴う体験プログラムの場合は、運動時のマスクの着用は任意とする。ただしマスクを着用していない時は、人との距離を2メートル以上確保し大声をださないなどの飛沫感染予防に努める。

オ) 感染症が疑われるもしくは発症者が判明した場合

- ◎新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は利用を断るとともに、直ちに所管の保健所に通報し体験プログラムの実施を中断する。
- ◎利用者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、直ちに所管の保健所に通報し体験プログラムを休止するとともに、当該利用者が利用した日以降の利用者にそ

の旨を連絡する。

◎体験プログラムを休止した場合は、海の京都DMOに報告する。

4. コロナウイルス感染症発症に関する通報先

【専用相談窓口】

京都府中丹西保健所（福知山市域の場合）	TEL0773-22-6381（平日 8:30～17:15）
京都府中丹東保健所（舞鶴市・綾部市域の場合）	TEL0773-75-0806（平日 8:30～17:15）
京都府丹後保健所（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町域の場合）	TEL0772-62-4312（平日 8:30～17:15）
京都府健康対策課	TEL075-414-4726（平日・土日祝 24 時間）

5. その他

●注意事項

- ・当ガイドラインの内容は作成時点の情報に基づき作成しています。
- ・当ガイドラインは事業者の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為およびガイドラインに起因して生じた損害につき責任を負うものではありません。

●参考にしたガイドライン等

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」【厚生労働省】
- ・「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
【公益社団法人日本バス協会】
- ・「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」【ANTA・JATA】
- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」
【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟】
- ・「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
【定期航空協会・一般社団法人全国空港ビル事業者協会】
- ・「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」
【鉄道連絡会】